

# 公契約条例の制定に向けた検討について

## 1 条例制定の目的

公契約（市が事業者等と締結する工事、サービス・物品の調達等の契約）を通して、更なる「公共工事等の質の向上」や「適正な労働環境の確保」等を図ることを目的とするもの。

## 2 スケジュール（案）

- 令和6年度(2024年度) 熊本市公契約条例（仮称）  
検討委員会の設置・開催
- 令和7年度(2025年度) 条例（案）の議会上程
- 令和8年度(2026年度) 条例施行

## 【検討委員会の構成（五十音順、敬称略）】

氏名	役職等
いわなが かずひろ 岩永 一宏	一般社団法人 熊本都市建設業協会 会長
きたの まこと 北野 誠	弁護士
さわだ みちお 澤田 道夫	熊本県立大学 総合管理学部 教授
ともだ たかゆき 友田 孝行	日本労働組合総連合会 熊本県連合会 会長
ひがしもと きみこ 東本 君子	特定社会保険労務士

委員長

## 3 第1回検討委員会(R6.5.23)での検討状況

条例の方向性について委員会としての意見がまとまった。  
なお、引き続き具体的な内容を、今後検討していくこととなった。

## 【主な意見】

- 条例の目的を周知・浸透させる方策を検討すべき。
- 賃金の支払い状況の作成等、事業者の事務負担の増大は働き方改革に反する。
- 業種・業態に応じた賃金設定は技術的に困難。
- 県内他自治体への影響を考慮した内容とすべき。
- 事業者負担に配慮し、公共サービスを良質なものに。



条例の方向性は、「**実効性のある理念型**」とする。

本市としては、この方向性に基づき、今後具体的な条例内容について、引き続き検討委員会にご意見を伺いながら検討を進めていく。

## 4 他都市の制定状況（R6.1.1現在）

区分	自治体数	制定自治体数					
		制定率	内訳				
賃金条項型	制定率		理念型	制定率			
都道府県	47	10	21.3%	0	0.0%	10	21.3%
指定都市	20	3	15.0%	2	10.0%	1	5.0%
その他の市区町村	1,721	73	4.2%	28	1.6%	45	2.6%
	1,788	86	4.8%	30	1.7%	56	3.1%

- ・全国で86の自治体が公契約条例を制定済み。
- ・指定都市では、川崎市と相模原市、京都市の3市が条例を制定。
- ・熊本県においても令和5年度（2023年度）から条例を施行。